

# 豊島区広報

世帯と人口  
 1月1日現在  
 人口 346,782  
 男 174,654  
 女 172,128  
 世帯数 128,502  
 (住民登録による)

昭和41年2月20日 東京都豊島区役所発行 電話(981) 大代表1111

## 《第3次》

### 住居表示計画案が発表

## 「新町名」は地元の声を反映して

去る1月24日開かれた、第7回住居表示審議会において、かねてから第3次実施地区として予定していましたが、国鉄山手線の東側(目白一、二丁目を除く)と春日通り以南の十五町(西巣鴨一丁目、池袋東二、三丁目、雑司ヶ谷町一、三丁目、日出町一、二丁目、目白町二丁目、高田南町一、三丁目、高田本町一、二丁目の各全部と池袋東一丁目の一部)約二万一千世帯を対象に、7月1日から実施する計画案が発表になりました。

今回の実施にあたっては、関係地域のみなさんの声を充分反映した町づくりを行なうため、「地元協議会」を開くことが決まり、すでに2月1日(高田中学校体育館)を皮切りに、翌2日(高田小学校体育館)、3日(静岡銀行池袋支店会議室)、7日(大塚台小学校体育館)の4日間にわたり、住居表示審議会委員を交じえ、関係地域のみなさん多数の出席を得て、活発なる協議がなされました。

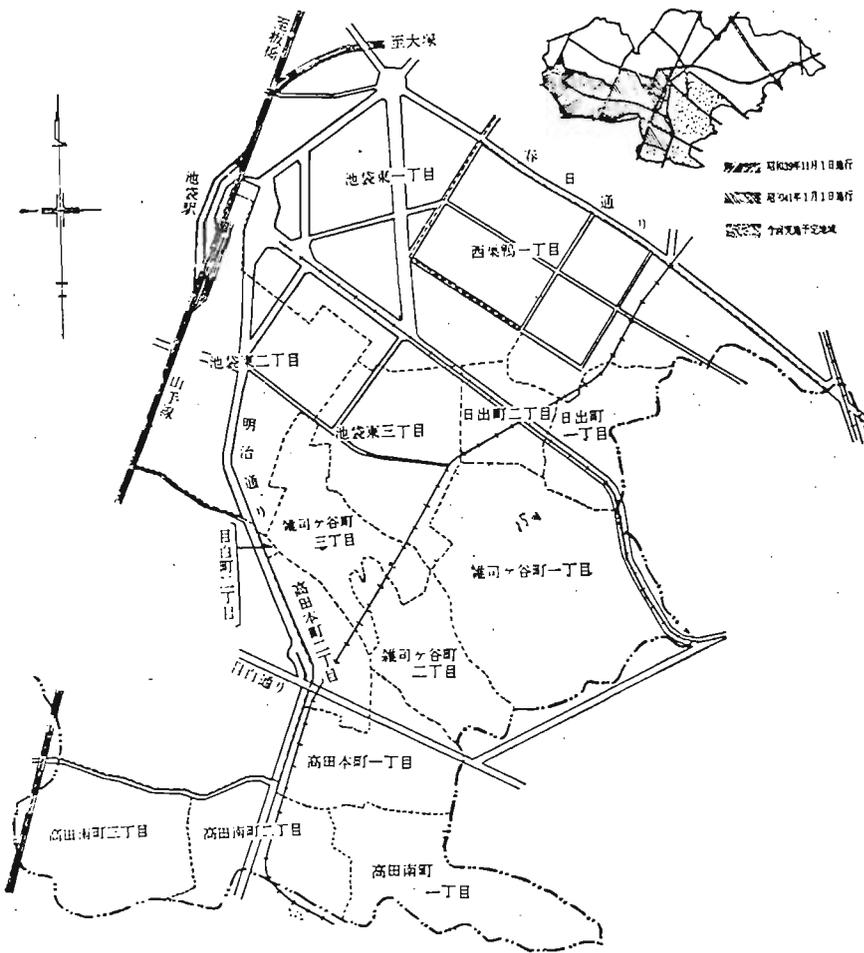
### 「小委員会を設けて」

この協議会では各会場とも、関係地域のみなさんの強い要望で、小委員会を設け、その小委員会の中に地元婦人会の代表者、知識経験者などの方を含め、「新しい町区域」「新しい町名」について、慎重に協議が行なわれることになり、2月11日豊島振興会館において初の合同協議会が開かれました。

### 「新しい制度は説明会で」

区では、この小委員会と併行して、区民のみなさんの一人でも多くの方に、新しい制度を理解していただくため、町会、自治会、各種団体などを対象に、「新しい住居表示制度」についての地域説明会を連日開いております。

この制度について、疑問をお持ちの方は区役所住居表示課(内線二八三)まで、ご連絡ください。



## 2・3月は税の月

# 申告や納期におくれぬよう

特別区民税  
都 民 税  
個人事業税  
所 得 税

3月22日まで  
3月15日まで

税金の申告時期がやってまいりました。明るく、納得のいく納税をするためには、正しい申告をすることが大切です。申告書の提出がおくれたり、申告しなかつた場合には、いろいろと不利になりますので、必ず期限内にすませましょう。



### 特別区民税・都民税の申告

#### ● 申告しなければならない人

1月1日現在、豊島区内に住所があり40年中に所得があつたつぎの人。

- ① 商業・工業・医業・農業・漁業などの事業を営んでいる人、地代・家賃・配当などの所得のあつた人は、その所得金額の多少にかかわらず申告が必要
- ② 給与所得のほかに地代家賃・配当・原稿料・退職金などの所得のあつた人
- ③ 前年の中途に退職した人で、現在就職していない人。
- ④ 給与所得者で雑損控除または医療費控除を受けようとする人。
- ⑤ 所得税の源泉徴収をされていない家事手伝人。

提出先：区役所税務課または出張所。申告用紙は2月中にお手もとにお送りいたしました。もし着かないときは税務課または出張所で請求してください。

### 申告書の共同受付

～2月16日から3月15日まで～

所得税の確定申告をされる人で、同時に個人事業税や特別区民税・都民税の申告をする人は、税務事務所および区役所の係員が、3月15日まで豊島税務署へ出張してその場で受け付けております。どうぞご利用ください。3月13日(日)は平常どおり受け付けています。

### 個人事業税の申告

● 申告をしなければならない人

- ① 個人で物品販売業などの第一種事業、水産業などの第二種事業、医業などの第三種事業を行なっている人は、所得の多少にかかわらずすべて申告してください。
  - ② 所得税の確定申告をしなくてよい人でも事業税の申告は必要です。
- 昭和41年中に廃業したときは
- 1か月以内に申告書を提出してください。申告のないときは諸控除が受けられなくなります。
- 提出先：総合庁舎内豊島税務事務所  
電話(981)二二一一

### 所得税の確定申告と納税

所得税は毎年1月1日と12月31日までの1年間に得た所得に対し、その金額に応じて課せられる税金です。所得とは、1年間に得た収入金額から、必要経費を差し引いたものでこの所得とそれに対する税金を計算して申告・納税することになります。これを確定申告といえます。

- 確定申告をしなければならない人
- ① 昭和40年中の所得金額が、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額の合計額より多い人。
- △参 考 △
- |            |          |
|------------|----------|
| 基礎控除       | 一二七、五〇〇円 |
| 配偶者控除      | 一一七、五〇〇円 |
| 扶養控除       | 一三七、五〇〇円 |
| 扶養控除131才未満 | 四七、五〇〇円  |
| 扶養控除131才以上 | 五七、五〇〇円  |
- 配偶者控除がない場合

一人目 七七、五〇〇円

- ② つぎのような給与所得のある人
  - ▼ 給与を二か所から受けている人で、給与以外の所得が五万円をこえる人
  - ▼ 給与を二か所以上から受けている人で、年末調整された主たる給与のほか「従たる給与+給与以外の所得」が五万円をこえる人
  - ▼ 同族会社の役員、またこれらの人と親族関係などにある人はその会社から給与のほかに、貸付金の利子、店舗工場などの賃貸料機械の使用料などを受けている人
  - ▼ 災害を受けたため40年中の給与について、源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人

- 確定申告をすれば税金が戻る人
- 源泉徴収された税金や予定納税額が納めすぎになっている人は、申告によって税金の還付を受けられます
- 贈与税、譲渡所得の申告と納税
- 40年間に土地や家屋などの資産を取得(受贈)または譲渡された人も3月15日までに申告・納税することになります。

- 振替納税についてのおすすぬ
- 所得税の納税については、預金から自動的に振替え納税ができるようになります。ご利用ください。
- 期限内に納税が困難な人は
- 延納などの取扱いもあります。お早目にご相談ください。
- 提出先：豊島税務署(981)二二一一

# 社会教育だより

## 一人でも参加できる “青年のつどい”開く

区内の青年たちに休日を楽しく過ごしていただくとうと、豊島区立青年館Ⅱ池袋二の一〇三五(986)六七四〇Ⅱを一日開放し青年のつどいを開きます。お誘い合わせのうえ、お出かけください。  
とき：3月6日(日)午後1時～7時まで  
内容：お話、映画、レクリエーション、コーラス他  
対象：区内在住、在職の青少年男女



### ★区民卓球教室

区教育委員会では、初心者を対象として、卓球の基礎理論と実技指導の講習会を行います。  
とき：2月22・23・24日 3月1・2・3日 毎回後6時～8時30分  
ところ：豊島区立青年館  
定員・参加料：毎回40名 無料  
対象：中学生以上の区内在住在勤者  
指導：区体育指導委員 野村堯氏他  
※卓球ラケット、ボールなどお貸しします。

### ★民踊教室

区民踊連盟の指導で、毎週土曜日

なお、区体育指導委員会においても、毎週火曜日(午後6時～8時30分)に、同じく青年館で開いていますので、ご参加ください。

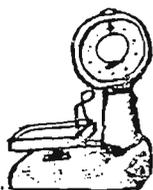
午後1時～3時まで、豊島区立青年館において、無料で民踊講習会を開いています。お気軽にどうぞ。

### ★若さを保つ教室

健康を保ち、日常生活をより豊かに

## 重要文化財も陳列

### 優良生産品・観光展開く



区では、商工業の振興発展をはかるため「優良生産品と観光展」を2月22日から27日まで東武百貨店で開きます。この催しは毎年開かれ、こんどで14回目を迎えます。ことしは、とくに生産品関係では、動きのある実演即売がとり入れられるほか、大規模な「豊島の郷土史展」も開かれ、鬼子母神の都重要文化財「大森彦七絵図」な

どの絵馬、長崎神社の無形文化財獅子舞いの獅子一式、あるいは四谷怪談「お岩様」で知られる田宮家の過去帳、島村抱月の滞欧日記今昔の豊島を示す古地図や写真など多数陳列。また期間中、民芸品「すすきみみづく」の製作実演も行なわれます。またとない機会と思えますので、お誘い合わせのうえ、ぜひお出かけ下さい。

に過ごしていただくとうと、区ラヂオ体操連盟では、軽い美容体操の講習会を行なっています。ふるって参加しましょう。

とき：毎週土曜日後3時～4時30分  
ところ：豊島区立青年館  
対象：区内在住者と在勤者  
申込先：直接会場受付にします。

### ★フォークダンスの講習会

初心者の方でも気軽にできる、フォークダンス講習会を常時開いています。あなたも進んで参加してみませんか。  
とき：毎週土曜日午後6時～9時  
ところ：豊島区立青年館  
指導：区フォークダンス協会指導部

## 春の火災予防運動

2月28日～3月13日まで

豊島 池袋 消防署

これからは東京地方に、春さき特有の季節風が吹きまくり、「火災が発生しやすい」時期で、一度火災が起ると大火になりやすいときです。

ことしは例年に比べ雨もほとんどなく、異常乾燥続きで空気はカラカラ。区内では毎日火災が30～50件にもほり、とくに最近の火災は焼死者が多く、その大半は就寝中の逃げおくれが原因となっています。

2月28日からはじまる春の火災予防運動の機会に、家中みんなでつぎの事項を守って、火災の防止と、悲しい焼死者を出さないよう、注意いたしましょう。

- 家を留守にするとき、お寝み前には必ず火の元を確める。
- たばこを吸うときは必ず灰皿のあるところで寝たばこはやめよう
- 老人や子ども、病人はなるべく一階に寝かせよう。
- 非常口はいつも通れるように整頓しておく。
- 避難のためのロープや、はしこなどの用意をしておく。
- 火事ときは、いち早く一一九番へ。



お知らせ

「粉ミルクをさしあげます」  
おかあさんと赤ちゃんへ

母子保健法の制定により、生活保護世帯と区民税非課税世帯の妊産婦赤ちゃんに、粉ミルクを無料でさしあげます。該当される方は申し出て下さい。

- ▼妊婦の方には：妊娠5か月目から
- ▼産婦の方には：産後3か月間
- ▼乳幼児は：4か月目から9か月間
- ▼受付場所とお問い合わせ先は：母子手帳とハンコを持参のうえ、所轄の出張所、または区役所区民課 区民係（内線二六三）まで。

新入学児童の保護者の方へお願い

この4月、区立小学校に新入学する児童は、昭和34年4月2日から昭和35年4月1日までに生まれたお子さんです。

すでに「就学通知書」をお手もとまでお送りいたしました。万一届かない場合には、至急教育委員会学務課学事係（内線四〇九）までお申し出てください。

なお、昭和40年12月1日以降当区

に転入されて、就学手続きのお済みでない保護者の方は、住民票とハンコをお持ちのうえ、当係までおいでください。

受験生のために 臨時閲覧室を開設

受験期を迎えた学生のために、豊島振興会館の集会場を、2月18日から3月16日（午前9時～午後4時30分）まで、自習室として一五〇席を設けましたので、ご利用ください。

サラリーマンにうれしい話

通勤定期代の非課税 限度額引き上げ

昭和41年1月1日以後に支給期が到来する通勤定期代については、つぎのとおり非課税限度額が引きあげられました。次表はいつも月額

区分	改正前	改正後
通勤定期代	九〇〇円	一六〇〇円
自転車等	四〇〇円	四五〇円
原動機付自転車等	四五〇円	五〇〇円

なお、昭和41年1月1日前に支給期の到来したものの差額として同日後に追加支給されるものについては、この改正取扱いの適用はありません。

米穀販売価格が変わりました 40年1月1日から

品目	新価格	旧価格
上米	一、二三〇円	一、〇三五円
並米	一、一九〇円	九七五円
徳米	九七〇円	八六五円
普通米	八〇〇円	七一〇円
国内産水稲もち米	四五〇円	二〇五円
陸稲もち米	三七〇円	一三〇円

※①上記の金額は精米された正味10kg当りの価格です。  
②このたびの改正で、特選米が上米に、また普通米が並米に品目の名称も変わりました。

一千万人が参加する  
「東京をきれいにする週間」  
3月10日(木)～3月16日(水)

吸いがらの始末でわかるお人柄

この週間にあつち、日ごろも、次のことがらを励行するようおねがいします。

- (1) 吸いがらや灰くずを投げ捨てない。
- (2) 道路や公園などの木や花をだいたしにする。
- (3) 路上でのクン、ツバの吐き捨てをしない。
- (4) 犬のフンは飼い主が片付ける。
- (5) 路上には商品や車などをおかない。

豊島区

健康保険証の

新住所書換えお済みですか

ことし1月1日から、新しい住居表示の実施にともない、まだ「健康保険証」の住所書換えがお済みでない方は、至急「健康保険証」をお持ちの上、国民健康保険課までお出でください。

都から区へ

移管事務の手引 ① 売春防止法

戦後、道徳のたいはいにより正常生活から転落する婦人の多くをみ、性病予防風紀上の問題などで、放置できない状況となり、昭和31年5月長いいんしゅうを持った売春防止のための法律がここに制定されました。この法律により都道府県に婦人相談所が設けられ、豊島区福祉事務所には婦人相談員が置かれました。婦人相談員は要保護女子の発見指導にあたり、生活援護就職助成などについて、関係機関に連絡あつせんをはかるほか、必要に応じて各種資金の貸し付け、婦人保護施設への入所措置を講ずるなど、対象者の更生保護指導にあたっては、個人の秘密は厳守され、できる限りの援助をいたしますので、気軽に相談することができます。